

第7 宅地建物取引業従事者の変更

1 宅地建物取引業従事者変更届について

福島県知事免許業者は、免許を受けた後、免許申請書に記載した宅建業従事者に変更があった場合、福島県宅地建物取引業法施行細則第5条により、変更が生じた日から14日以内に、「宅地建物取引業従事者変更届（従事者変更届）」を提出する必要があります。従事者変更届の提出が必要な事項は次のとおりです。

- ① 宅建業従事者の就任及び退任（「就任」は新たに宅建業の従事者になったことを、「退任」は宅建業の従事者ではなくなったことを意味します。）
- ② 婚姻等の理由により、従事者の氏名が変わった場合
- ③ 異動等の理由により、従事する事務所が変わった場合

2 書類作成上にあたっての留意点

(1) 提出部数

正本1部、副本（コピーでも可）1部（いずれも返却しませんので、控えが必要な場合は3部作成してください）。

(2) 従事者変更届の提出が不要な事項

以下の事項については、従事者変更届の提出は不要です。（次回の免許更新申請の際に、情報を更新します）

- ① もともと従事者であった者が、新たに取引士証の交付を受け、宅地建物取引士となった場合
- ② もともと従事者であった者が、役員、専任取引士、政令で定める使用人に就任（又は退任）した場合（名簿変更届出書の提出は必要です）。
- ③ 「主たる職務の内容」のみ変更する場合
- ④ 登録移転に伴い、宅地建物取引士の登録番号が変わった場合。

(3) 名簿変更届出書の提出について

福島県知事免許業者は次の場合、「名簿変更届出書」及び「宅地建物取引業従事者変更届（従事者変更届）」の2種類の届出書を提出する必要があります。名簿変更届出書については58ページ～67ページを参照してください。

- ① 就任した役員が宅建業の従事者にも就任した場合
- ② 退任した役員が宅建業の従事者も退任した場合
- ③ 新たに宅建業の従事者に就任した者が、専任取引士又は政令使用人に就任した場合
- ④ 専任取引士又は政令使用人から退任した者が、宅建業の従事者からも退任した場合

3 従事者変更の提出書類

審査の必要上、次表以外の書類を提出していただくことがあります

提出書類	添付書類
従事者変更届	1 専任の宅地建物取引士設置証明書（免許申請書の添付書類(3)）
	2 宅建業に従事する者の名簿（免許申請書の添付書類(8)）

宅地建物取引業従事者変更届

次のとおり宅地建物取引業に従事する者について変更がありましたので、福島県宅地建物取引業法施行細則第5条第1項の規定により、お届けします。

令和6年 9月13日

免許番号 福島県知事（ 3 ）第 123456 号

申請人 住所又は所在地 福島市杉妻町2番16号

氏名又は名称及 株式会社ふくしまけん地所
び代表者の氏名 福島 太郎

福島県知事

事務所名	氏名	性別	生年月日	従業者証明書番号	取引士であるか否かの別	主たる職務の内容	変更年月日	就・退任の別
本店	福島 太郎	男	S22.11.11	170354	否（ ）	代表取締役	R6.9.10	就任
郡山店	白河 南	女	S63.10.29	160621	○（福島888888）	専任取引士	R6.9.3	就任
郡山店	東 董	女	H2.5.2	160622	○（福島555555）	専任取引士	R6.9.3	氏名変更（旧姓白坂）
					（ ）			

備考

- 「従業者証明書番号」の欄は、宅地建物取引業法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 取引主任者であるものについては、（ ）内に登録番号を記入し、このうち専任の取引士であるものについては、（ ）の前に○印を付けること。

① 「従業者証明書番号」、「主たる職務内容」

記入方法は免許申請書の「添付書類（8）宅地建物取引業に従事する者の名簿」と同様です。記入にあたっては、13、52、53ページを参照してください。

② 「就退任の別」

次のいずれかを選択して記入してください。

- ・ [就任] ※新たに宅建業の従事者になったこと
- ・ [退任] ※宅建業の従事者ではなくなったこと
- ・ [氏名変更（旧姓〇〇）]
- ・ [異動（〇〇店から××店へ）]